

議案第五十八号

宇部市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例中一部改正の件

宇部市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成二十七年条例第四十四号）の一部を次のように改める。

令和六年六月七日提出

宇部市長 篠崎圭二

第二条第一項に次の二号を加える。

五 特定個人番号利用事務 法第十九条第八号に規定する特定個人番号利用事務をいう。

六 利用特定個人情報 法第十九条第八号に規定する利用特定個人情報をいう。

第三条の見出し中「及び情報連携」を「範囲」に改め、同条第一項中「法別表第二の第二欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に改め、同条第三項中「法別表第二の第二欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に、「同表の第四欄に掲げる特定個人情報」を「利用特定個人情報」に改め、同項ただし書中「当該特定個人情報」を「当該利用特定個人情報」に改める。

別表第二の十四の項中「法別表第二の第二欄に掲げる事務（当該事務に対応する同表の第四欄に生活保護関係情報が掲げられているもの）を「特定個人番号利用事務（当該特定個人番号利用事務を処理するために必要とされる利用特定個人情報に生活保護関係情報を含むもの」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

「説明」

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）の一部改正に伴い、所要の整備を行うものである。

これが、この条例案を提出する理由である。

(参考)

(参考)

(参考)

新 旧 対 照 表 新

(定義)
第二条

四

(定義)
第二条

四

五 特定個人番号利用事務 法第十九条第八号
八号に規定する特定個人番号利用事務を
いう。

六 利用特定個人情報 法第十九条第八号
に規定する利用特定個人情報をいう。

(個人番号の利用及び情報連携)

第三条 法第九条第二項の条例で定める事務は、別表第一の上欄に掲げる機関が行う同表の下欄に掲げる事務、別表第二の上欄に掲げる機関が行う同表の中欄に掲げる事務及び市長又は宇部市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が行う法別表第二の第二欄に掲げる事務とする。

3 前項に定めるもののほか、市長又は教育委員会は、法別表第二の第二欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で同表の第四欄に掲げる特定個人情報であつて自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

別表第二（第三条関係）

| | | | | |
|-------------------------------------|----------------------------|--------------|----|--------|
| 十四 | 市長 | 機関 | 事務 | 特定個人情報 |
| （当該事務 掲げる事務 の第二欄に 規則で定めるもの | 法別表第二 の第二欄に 係情報であつて市 | 外国人生活保護 関 | | |

別表第二（第三条関係）

| | | | | |
|-------------------------------------|-----------------------|----|----|--------|
| 十四 | 市長 | 機関 | 事務 | 特定個人情報 |
| 個人番号利 （当該特定 号利用事務 規則で定めるもの | 特定個人番 外国人生活保護 関 | | | |

3 前項に定めるもののほか、市長又は教育委員会は、特定個人番号利用事務を処理するために必要な限度で利用特定個人情報をであつて自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該利用特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

別表第二（第三条関係）

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|----|---|----|---|----|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| もの | 則 | あ | 限 | る | | | て | い | る | が | 護 | 欄 | 同 | 表 | の | 第 | 四 | に | 対 | 応 | す |
| の | で | あつ | つ | る。 | 定 | て | （ | め | る | 掲 | 関 | に | 表 | の | 第 | 四 | に | 対 | 応 | す | |

| | | | | | | | | | | | | | |
|----|---|----|---|----|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| もの | 則 | あ | 限 | る | 含 | 関 | に | 定 | 個 | れ | に | 理 | 用 |
| の | で | あつ | つ | る。 | む | 係 | 生 | 個 | 人 | 利 | 必 | す | 事 |

議案第58号

宇部市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例中一部改正の件

1 要旨

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）の一部改正に伴い、所要の整備を行うもの。

2 条例改正に係る法の主な改正内容

この度の法の一部改正により、個人番号の利用範囲拡大及び個人番号による迅速な情報連携が可能となる。

条例改正に係る法の主な改正内容は、次のとおり。

（1）個人番号の利用範囲の拡大

改正前の法においては、別表第1に掲げる事務についてのみ個人番号が利用できることとされていた。

この度の法の一部改正により、別表第1が別表に改められ、改正後の別表に掲げる事務に加え、当該事務に準ずる事務で性質が同一であって主務省令で規定されたものについても、個人番号の利用が可能となった。

（2）個人番号による情報連携規定の見直し

改正前の法においては、別表第2に掲げる事務についてのみ個人番号による情報連携を行うことができた。

この度の法の一部改正により、別表第2が廃止され、改正後の別表に掲げる事務であって主務省令で規定されたものについて個人番号による情報連携を行うことが可能となった。

（3）特定個人番号利用事務及び利用特定個人情報

別表に掲げる事務のうち、迅速に特定個人情報の提供を受ける事によって効率化を図るべきものとして主務省令で定めるものを「特定個人番号利用事務」とし、また特定個人番号利用事務を処理するために必要な特定個人情報として主務省令で定めるものを「利用特定個人情報」と位置付ける。

3 条例改正の内容

（1）法別表第2の廃止に伴う文言修正

法別表第2に規定されていた、個人番号利用事務及び特定個人情報が主務省令で定めることとされ、それぞれが特定個人番号利用事務及び利用特定個人情報と位置付けられたことから、整備を行うもの

4 施行日

公布の日

宇部市立体駐車場条例中一部改正の件

宇部市立体駐車場条例（令和四年条例第十九号）の一部を次のように改める。

令和六年六月七日提出

宇部市長 篠 崎 圭 二

題名を次のように改める。

宇部市駐車場条例

第一条中「立体駐車場」を「駐車場」に改める。

第二条各号列記以外の部分中「立体駐車場」を「駐車場」に改め、同条第一号中「宇部市立体駐車場」を「宇部市駐車場」に改める。

第三条中「宇部市立体駐車場」を「宇部市駐車場」に改め、「、高さ二・一メートル」を削り、同条に次のただし書きを加える。

ただし、前段に規定するもののほか、立体駐車場部分に駐車することができる自動車は、高さ二・一メートル以下のものとする。

附 則

この条例は、令和六年七月一日から施行する。

「説明」

宇部市駐車場の平面駐車場部分の供用開始に伴い、所要の整備を行うものである。

これが、この条例案を提出する理由である。

| 宇部市立体駐車場条例 | 宇部市駐車場条例 |
|------------|----------|
| 新 | 新 |
| 旧 | 旧 |
| 対照表 | 対照表 |

(目的)

第一条 この条例は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第一項の規定に基づき、立体駐車場（公用車を駐車するための専用の区域を除く。）の設置及び管理について必要な事項を定めることを目的とする。

(名称及び位置)

第二条 立体駐車場の名称及び位置は、次のとおりとする。

一 名称 宇部市立体駐車場

(駐車することができる自動車の範囲)

第三条 宇部市立体駐車場（以下「駐車場」という。）に駐車することができる自動車は、次に掲げるもののうち、積載物を含む長さ五メートル、高さ二・一メートル以下のものとする。

(目的)

第一条 この条例は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第一項の規定に基づき、駐車場（公用車を駐車するための専用の区域を除く。）の設置及び管理について必要な事項を定めることを目的とする。

(名称及び位置)

第二条 駐車場の名称及び位置は、次のとおりとする。

一 名称 宇部市駐車場

(駐車することができる自動車の範囲)

第三条 宇部市駐車場（以下「駐車場」という。）に駐車することができる自動車は、次に掲げるもののうち、積載物を含む長さ五メートル、以下のものとする。ただし、前段に規定するもののほか、立体駐車場部分に駐車することができる自動車は、高さ二・一メートル以下のものとする。

議案第59号

宇部市立体駐車場条例中一部改正の件

1 要旨

本庁舎西側に設置する宇部市駐車場の「平面駐車場部分」の供用開始に伴い、所要の整備を行うもの。

2 主な改正内容

| 区分 | 概 略 | |
|---------------------------|--|---|
| | 改 正 前 | 改 正 後 |
| 条例名 | 宇部市立体駐車場条例 | 宇部市駐車場条例 |
| 目的 (第1条) | 立体駐車場の設置及び管理について必要な事項を定める | 駐車場の設置及び管理について必要な事項を定める |
| 名称及び位置 (第2条) | 立体駐車場の名称及び位置は、 宇部市立体駐車場 宇部市常盤町一丁目十番地一 | 駐車場の名称及び位置は、 宇部市駐車場 宇部市常盤町一丁目十番地一 |
| 駐車することができる自動車の範囲 (第3条) | 普通自動車、小型自動車及び軽自動車(二輪、三輪自動車以外)で、積載物を含む長さが5メートル以下、 <u>高さが2.1メートル以下</u> | 普通自動車、小型自動車及び軽自動車(二輪、三輪自動車以外)で、積載物を含む長さが5メートル以下。 <u>ただし、立体駐車場部分に駐車できる自動車は、高さ2.1メートル以下</u> |

(平面図)



3 施行日

令和6年7月1日

地域再生法に規定する地方活力向上地域における固定資産税の不均
一課税に関する条例中一部改正の件

地域再生法に規定する地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例（平成二十七年条例第四十二号）の一部を次のように改める。

令和六年六月七日提出

宇部市長 篠崎圭二

第二条第一項中「令和六年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の地域再生法に規定する地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の規定は、令和六年四月一日から適用する。

「説明」

地域再生法第十七条の六の地方公共団体等を定める省令（平成二十七年総務省令第七十三号）の一部改正に伴い、不均一課税の適用期間の延長を行うものである。これが、この条例案を提出する理由である。

新 旧 対 照 表 新

(固定資産税の不均一課税)

第二条 省令第一条に規定する公示日（以下「公示日」という。）から令和六年三月三十日までの間に、特定業務施設整備計画の認定を受けた事業者であつて、当該認定を受けた日から同日の翌日以後三年を経過する日まで（同日までに法第十七条の二第六項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで）の間に、特別償却設備を新設し、又は増設したもの（以下「特別償却設備設置者」という。）について、当該特別償却設備である家屋又は構築物及び償却資産並びに当該家屋又は構築物の敷地である土地（公示日以後に取得したものに限り、かつ、土地についての取得の日の翌日から起算して一年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があつた場合における当該土地に限る。以下「特別償却設備等」という。）に対して課する固定資産税の税率は、宇部市税賦課徴収条例（昭和二十五年条例第四十二号）第六十二条の規定にかかわらず、当該固定資産税を課すべきこととなる最初の年度（以下「初年度」という。）以後三年度間に限り、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。

(固定資産税の不均一課税)

第二条 省令第一条に規定する公示日（以下「公示日」という。）から令和八年三月三十日までの間に、特定業務施設整備計画の認定を受けた事業者であつて、当該認定を受けた日から同日の翌日以後三年を経過する日まで（同日までに法第十七条の二第六項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで）の間に、特別償却設備を新設し、又は増設したもの（以下「特別償却設備設置者」という。）について、当該特別償却設備である家屋又は構築物及び償却資産並びに当該家屋又は構築物の敷地である土地（公示日以後に取得したものに限り、かつ、土地についての取得の日の翌日から起算して一年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があつた場合における当該土地に限る。以下「特別償却設備等」という。）に対して課する固定資産税の税率は、宇部市税賦課徴収条例（昭和二十五年条例第四十二号）第六十二条の規定にかかわらず、当該固定資産税を課すべきこととなる最初の年度（以下「初年度」という。）以後三年度間に限り、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。

議案第60号

地域再生法に規定する地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例中一部改正の件

1 要 旨

本条例は、地域再生法において、事業者が、地方活力向上地域（首都圏等以外）での本社機能の移転や拡充を行った場合に、当該事業者に対して、固定資産税の不均一課税（軽減措置（※1））を実施することで、地域経済の活性化や、雇用機会の創出に資することを目的に平成27年12月に制定されたもの。

地方公共団体が不均一課税等を行った場合の減収に対しては、普通交付税による減収補てん措置が講じられており、このたび、地方税の不均一課税等に伴う減収補填措置を規定する総務省令「地域再生法第十七条の六の地方公共団体等を定める省令」の一部改正（令和6年4月1日施行）が行われ、減収補填措置の適用期間が、令和6年3月31日から令和8年3月31日に延長された。これに伴い、本市においても同様に、不均一課税の適用期間の延長を行うもの。

※1：通常の固定資産税率「1.4%」を年度に応じて軽減（3年度間に限る）

| 区分 | 移転型事業 (東京23区から地方に本社機能を移転する場合) | 拡充型事業 (市内企業が本社機能を拡充する場合) |
|------|----------------------------------|-----------------------------|
| 初年度 | 0%(0) | 0.14%(1/10課税) |
| 第2年度 | | 0.35%(1/4課税) |
| 第3年度 | | 0.70%(2/4課税) |

2 改正内容

(1) 不均一課税の適用要件である「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画（※2）」の県知事認定の適用期限の2年延長（第2条）

（改正前）令和6年3月31日 → （改正後）令和8年3月31日

⇒令和8年3月31日までに、整備計画の認定を受けた事業者が不均一課税の対象となる。

※2：①事業者が作成し、県が認定を行う。

②対象資産は、本計画に基づき取得した資産（土地・家屋・機械装置等）

3 施行期日

公布の日から施行し、改正後の第2条第1項の規定は、令和6年4月1日から適用

報告第2号

専決処分を報告し、承認を求める件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項本文の規定により、下記のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和6年6月7日提出

宇都市長 篠 崎 圭 二

記

1 専決処分の内容

宇都市税賦課徴収条例の一部を改正する条例（令和6年条例第25号）

………別紙

2 専決処分年月日

令和6年3月31日

宇部市条例第二十五号

宇部市税賦課徴収条例（昭和二十五年条例第四十二号）の一部を次のように改める。

令和六年三月三十一日

宇部市長 篠崎圭二

第五十一条第二項中「によつて」を「により」に改め、同項に次のただし書きを加える。

ただし、市長が、当該者が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、市民税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

第五十一条第三項中「によつて」を「により」に、「においては」を「には」に改める。

第七十一条第二項中「によつて」を「により」に改め、同項に次のただし書きを加える。

ただし、市長が、当該者が所有する固定資産が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、固定資産税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

第七十一条第三項中「によつて」を「により」に、「においては」を「には」に改める。

第一百三十九条の三第二項中「によつて」を「により」に改め、同項に次のただし書きを加える。

ただし、市長が、当該者が所有し、又は取得する土地が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、特別土地保有税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

第一百三十九条の三第三項中「によつて」を「により」に改める。

附則第七条の四の次に次の四条を加える。

（令和六年度分の個人の市民税の特別税額控除）

第七条の五 令和六年度分の個人の市民税に限り、法附則第五条の八第四項及び第五項に規定するところにより控除すべき市民税に係る令和六年度分特別税額控除

額を、前年の合計所得金額が千八百五万円以下である所得割の納税義務者（次条及び附則第七条の七において「特別税額控除対象納税義務者」という。）の第三十四条の三、第三十四条の六から第三十四条の九まで、附則第五条第二項、附則第七条第一項、附則第七条の三の二第一項、前条及び附則第九条の二の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の規定の適用がある場合における第三十四条の七第二項、第四十七条の五第一項及び前条の規定の適用については、第三十四条の七第二項及び前条中「附則第五条の六第二項」とあるのは「附則第五条の六第二項及び第五条の八第六項」と、第四十七条の五第一項中「課した」とあるのは「附則第七条の五第一項の規定の適用がないものとした場合に課すべき」と、「の前々年中」とあるのは「の同項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」と、「前々年中」とあるのは「、附則第七条の五第一項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」とする。

（令和六年度分の個人の市民税の納税通知書に関する特例）

第七条の六 令和六年度分の個人の市民税に限り、個人の市民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額については、第四十一条の規定にかかわらず、次に定めるところによる。

一 特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額（前条第一項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る個人の市民税の額をいう。）、特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額（法附則第五条の八第一項及び第二項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る個人の市民税の額をいう。）及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額（以下この号において「特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額」という。）からその者の普通徴収に係る個人の市民税の額、普通徴収に係る個人の市民税の額及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額を控除した額（以下この項において「普通徴収の個人の市民税に係る特別税額控除額」という。）がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額を四で除して得た金額（当該金額に千円未満の端数があるときは、又は当該金額の全額が千円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に三を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「第一期分金額」という。）に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第四十条第一項に規定する第一期の納期（以下この項、次項及び次条第一項において

「第一期納期」という。)においてはその者の第一期分金額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、その他のそれぞれの納期においてはその者の分割金額とする。

二 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第一期分金額以上であり、かつ、その者の第一期分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第一期納期においてはそのものとし、第四十条第一項に規定する第二期の納期(以下この項及び次条第一項において「第二期納期」という。)においてはその者の第一期分金額とその者の分割金額との合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、第四十条第一項に規定する第三期の納期(以下この項において「第三期納期」という。)及び同条第一項に規定する第四期の納期(以下この項において「第四期納期」という。)においてはその者の分割金額とする。

三 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第一期分金額とその者の分割金額との合計額以上であり、かつ、その者の第一期分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第一期納期及び第二期納期においてはそのものとし、第三期納期においてはその者の第一期分金額とその者の分割金額に二を乗じて得た金額との合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、第四期納期においてはその者の分割金額とする。

四 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第一期分金額とその者の分割金額に二を乗じて得た金額との合計額以上である場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第一期納期、第二期納期及び第三期納期においてはそのものとし、第四期納期においてはその者の普通徴収に係る個人の市民税の額、普通徴収に係る個人の県民税の額及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額とする。

2 令和六年度分の個人の市民税(第一期納期から第四十七条第一項の規定により普通徴収の方法によつて徴収されることとなつたものを除く。)を同項の規定により普通徴収の方法によつて徴収する場合については、前項の規定は、適用しない。

(令和六年度分の公的年金等に係る所得に係る個人の市民税に関する特例)

第七条の七 令和六年度分の個人の市民税に限り、第四十七条の二第一項の規定により特別徴収の方法によつて徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民

税（第三項において「年金所得に係る特別徴収の個人の市民税」という。）の額及び同条第二項の規定により普通徴収の方法によつて徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額については、次に定めるところによる。

一 特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額（附則第七条の五第一項の規定の適用がないものとした場合に算出される第四十七条の二第一項に規定する前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この号及び第五号において同じ。）の合算額（以下この号及び第五号において「年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額」という。）をいう。以下の号及び第三項第一号において同じ。）からその者の年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額を控除した額（以下この項及び第三項において「年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額」という。）がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額から特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額の二分の一に相当する額をいう。以下この号において同じ。）を控除した額をいう。以下この号において同じ。）を二で除して得た金額（当該金額に千円未満の端数があるとき、又は当該金額が千円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「第二期分金額」という。）をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「第一期分金額」という。）に満たない場合には、第一期納期及び第二期納期に普通徴収の方法によつて徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額（以下この項において「普通徴収対象税額」という。）並びに第四十七条の三に規定する特別徴収対象年金給付の支払をする際、特別徴収の方法によつて徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額（以下この項及び第三項において「特別徴収対象税額」という。）は、第一期納期においてはその者の第一期分金額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、第二期納期においてはその者の第二期分金額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の十月一日から十一月三十日までの間においてはその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額を三で除して得た金額（当該金額に百円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が百円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に二を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市

民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「十月分金額」という。）に相当する税額、同年十二月一日から翌年の三月三十一日までの間ににおいてはその者の分割金額に相当する税額とする。

二 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第一期分金額以上であり、かつ、その者の第一期分金額との者の第二期分金額との合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第一期納期における税額はないものとし、第二期納期においてはその者の第一期分金額とその者の第二期分金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の十月一日から十一月三十日までの間ににおいてはその者の十月分金額に相当する税額、同年十二月一日から翌年の三月三十一日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

三 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第一期分金額とその者の第二期分金額との合計額以上であり、かつ、その者の第一期分金額、その者の第二期分金額及びその者の十月分金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第一期納期及び第二期納期における税額はないものとし、当該年度の初日の属する年の十月一日から十一月三十日までの間においてはその者の第一期分金額、その者の第二期分金額及びその者の十月分金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年十二月一日から翌年の三月三十一日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

四 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第一期分金額、その者の第二期分金額及びその者の十月分金額の合計額以上であり、かつ、その者の第一期分金額、その者の第二期分金額、その者の十月分金額及びその者の分割金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第一期納期及び第二期納期並びに当該年度の初日の属する年の十月一日から十一月三十日までの間における税額はないものとし、同年十二月一日から翌年の一月三十一日までの間においてはその者の第一期分金額、その者の第二期分金額、その者の十月分金額及びその者の分割金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年二月一日から三月三十一日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

五 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額

控除額がその者の第一期分金額、その者の第二期分金額、その者の十月分金額及びその者の分割金額の合計額以上である場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第一期納期及び第二期納期並びに当該年度の初日の属する年の十月一日から翌年の一月三十一日までの間における税額はないものとし、同年二月一日から三月三十一日までの間においてはその者の年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に相当する税額とする。

2 前項の規定の適用がある場合における第四十七条の四の規定の適用については、同条第二項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の十月一日から翌年の三月三十一日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「附則第七条の七第一項各号に規定する特別徴収の方法によつて徴収すべき額」とする。

3 令和六年度分の個人の市民税に限り、年金所得に係る特別徴収の個人の市民税の額（第一項の規定の適用があるものを除く。）については、次に定めるところによる。

一 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額から第四十七条の五第一項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額を控除した額をいう。以下この号において同じ。）を三で除して得た金額（当該金額に百円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に二を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「十月分金額」という。）に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の十月一日から十一月三十日までの間においてはその者の十月分金額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年十二月一日から翌年の三月三十一日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

二 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の十月分金額以上であり、かつ、その者の十月分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の十月一日から十一月三十日までの間における税額はないものとし、のとし、同年十二月一日から翌年の一月三十一日までの間においてはその者の十月分金額とその者の分割金額との合計額からその者の年金所得に係る個人

の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年二月一日から三月三十一日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

三 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の十月分金額とその者の分割金額との合計額以上である場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の十月一日から翌年の一月三十一日までの間における税額はないものとし、同年二月一日から三月三十一日までの間においてはその者の第四十七条の五第二項の規定により読み替えられた第四十七条の二第一項に規定する年金所得に係る特別徴収税額に相当する税額とする。

4 前項の規定の適用がある場合における第四十七条の四の規定の適用については、同条第二項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の十月一日から翌年の三月三十一日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「附則第七条の七第三項各号に規定する特別徴収の方法によつて徴収すべき額」とする。

5 令和六年度分の個人の市民税につき第四十七条の六第一項の規定の適用がある場合については、前各項の規定は、適用しない。

(令和七年度分の個人の市民税の特別税額控除)

第七条の八 令和七年度分の個人の市民税に限り、法附則第五条の十二第三項及び第四項に規定するところにより控除すべき市民税に係る令和七年度分特別税額控除額を、同条第三項に規定する特別税額控除対象納税義務者の第三十四条の三、第三十四条の六から第三十四条の九まで、附則第五条第二項、附則第七条第一項、附則第七条の三の二第一項、附則第七条の四及び附則第九条の二の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

附則第八条第二項中「前条」を「附則第七条の四」に改め、同条第三項中「第三十四条の九第一項」の下に「、附則第七条の五第一項及び前条」を加え、「同項」を「第三十四条の九第一項」に、「とあるのは、「前三条」を「とあるのは「前三条」に、「とする」を「と、附則第七条の五第一項中「前条及び」とあるのは「前条、附則第八条第二項及び」と、前条中「附則第七条の四及び」とあるのは「附則第七条の四、次条第二項及び」とする」に改める。

附則第十条の二中第二十項を削り、第十九項を第二十項とし、同条第十八項中「附則第十五条第二十五項第三号ハ」を「附則第十五条第二十五項第四号ハ」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第十七項中「附則第十五条第二十五項第三号ロ」を「附則第十五条第二十五項第四号ロ」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第十

六項中「附則第十五条第二十五項第三号イ」を「附則第十五条第二十五項第四号イ」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第十五項中「附則第十五条第二十五項第二号ハ」を「附則第十五条第二十五項第三号ハ」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十四項中「附則第十五条第二十五項第二号ロ」を「附則第十五条第二十五項第三号ロ」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十三項中「附則第十五条第二十五項第二号イ」を「附則第十五条第二十五項第三号イ」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十二項の次に次の一項を加える。

13 法附則第十五条第二十五項第一号に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、七分の六とする。

附則第十条の二第二十一項中「附則第十五条第三十三項」を「附則第十五条第三十二項」に改め、同条第二十二項中「附則第十五条第三十八項」を「附則第十五条第三十七項」に改め、同条第二十三項中「附則第十五条第四十二項」を「附則第十五条第四十一項」に改め、同条第二十四項中「附則第十五条第四十三項」を「附則第十五条第四十二項」に改める。

附則第十条の三第十四項を同条第十五項とし、同条第十三項中「附則第七条第七項」を「附則第七条第十八項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十二項中「附則第七条第十六項各号」を「附則第七条第十七項各号」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十一項中「附則第七条第十一項各号」を「附則第七条第十二項各号」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十項中「附則第七条第十項各号に規定する」を「附則第七条第十一項各号に掲げる」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第九項中「附則第七条第九項各号」を「附則第七条第十項各号」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項中「附則第七条第八項各号」を「附則第七条第九項各号」に改め、同項を同条第九項とし、同条中第三項から第七項までを一項ずつ繰り下げ、第二項の次に次の一項を加える。

3 市長は、法附則第十五条の七第一項又は第二項の認定長期優良住宅のうち区分所有に係る住宅については、前項の申告書の提出がなかつた場合においても、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成二十年法律第八十七号）第五条第四項に規定する管理者等から、法附則第十五条の七第三項に規定する期間内に施行規則附則第七条第四項に規定する書類の提出がされ、かつ、当該区分所有に係る住宅が法附則第十五条の七第一項又は第二項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第一項又は第二項の規定を適用することができる。

附則第十一条の見出し中「令和三年度から令和五年度まで」を「令和六年度から令和八年度まで」に改める。

附則第十一条の二の見出し中「令和四年度又は令和五年度」を「令和七年度又は令和八年度」に改め、同条第一項中「令和四年度分又は令和五年度分」を「令和七年度分又は令和八年度分」に改め、同条第二項中「令和四年度適用土地又は令和四年度類似適用土地」を「令和七年度適用土地又は令和七年度類似適用土地」に、「令和五年度分」を「令和八年度分」に改める。

附則第十二条の見出し中「令和三年度から令和五年度まで」を「令和六年度から令和八年度まで」に改め、同条第一項中「令和三年度から令和五年度まで」を「令和六年度から令和八年度まで」に改め、「（商業地等に係る令和四年度分の固定資産税にあつては、百分の二・五）」及び「（令和三年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額）」を削り、同条第二項及び第三項中「令和四年度分及び令和五年度分」を「令和六年度から令和八年度までの各年度分」に改め、同条第四項及び第五項中「令和三年度から令和五年度まで」を「令和六年度から令和八年度まで」に改める。

附則第十二条の三中「地方税法等の一部を改正する法律（令和三年法律第七号）附則第十四条」を「地方税法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四号）附則第二十一条」に、「令和三年度から令和五年度まで」を「令和六年度から令和八年度まで」に改める。

附則第十三条の見出し中「令和三年度から令和五年度まで」を「令和六年度から令和八年度まで」に改め、同条中「令和三年度から令和五年度まで」を「令和六年度から令和八年度まで」に改め、「。以下この項において同じ。」及び「（令和三年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額）」を削る。

附則第十五条第一項中「令和三年度から令和五年度まで」を「令和六年度から令和八年度まで」に改め、同条第二項中「令和六年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に改める。

附則第十六条の三第三項に次の一号を加える。

五 附則第七条の五及び附則第七条の八の規定の適用については、附則第七条の

五第一項及び附則第七条の八中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第十六条の三第一項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第十六条の四第三項に次の一号を加える。

五 附則第七条の五及び附則第七条の八の規定の適用については、附則第七条の

五第一項及び附則第七条の八中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第十六条の四第一項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第十七条第三項に次の一号を加える。

五 附則第七条の五及び附則第七条の八の規定の適用については、附則第七条の

五 第一項及び附則第七条の八中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第十七条第一項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第十八条第五項に次の一号を加える。

五 附則第七条の五及び附則第七条の八の規定の適用については、附則第七条の五第一項及び附則第七条の八中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第十八条第一項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第十九条第二項に次の一号を加える。

五 附則第七条の五及び附則第七条の八の規定の適用については、附則第七条の五第一項及び附則第七条の八中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第十九条第一項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第二十条第二項に次の一号を加える。

五 附則第七条の五及び附則第七条の八の規定の適用については、附則第七条の五第一項及び附則第七条の八中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第二十条第一項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第二十条の二第二項に次の一号を加える。

五 附則第七条の五及び附則第七条の八の規定の適用については、附則第七条の五第一項及び附則第七条の八中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第二十条の二第一項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第二十条の二第五項に次の一号を加える。

五 附則第七条の五及び附則第七条の八の規定の適用については、附則第七条の五第一項及び附則第七条の八中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第二十条の二第三項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第二十条の三第二項に次の一号を加える。

五 附則第七条の五及び附則第七条の八の規定の適用については、附則第七条の五第一項及び附則第七条の八中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第二十条の三第一項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第二十条の三第五項に次の一号を加える。

五 附則第七条の五及び附則第七条の八の規定の適用については、附則第七条の五第一項及び附則第七条の八中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第二十条の三第三項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。

附 則

(施行期日)

第一条 この条例は、令和六年四月一日から施行する。
(固定資産税に関する経過措置)

第二条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の宇都市税賦課徴収条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和六年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和五年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

- 2 令和二年四月一日から令和六年三月三十一日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四号）第一条の規定による改正前的地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号。次項において「旧法」という。）附則第十五条第二十五項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 3 平成二十九年四月一日から令和六年三月三十一日までの間に受けた旧法附則第十五条第三十二項に規定する政府の補助に係る同項に規定する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(市民税の減免)

第五十一条

2 前項の規定によつて市民税の減免を受けようとする者は、納期限までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(市民税の減免)

第五十一条

2 前項の規定により市民税の減免を受けようとする者は、納期限までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、市長が、当該者が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、市民税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

3 第一項の規定によつて市民税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

(固定資産税の減免)

第七十一条

2 前項の規定によつて固定資産税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(市民税の減免)

第五十一条

2 前項の規定により固定資産税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、市長が、当該者が所有する固定資産が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、固定資産税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

(固定資産税の減免)

第七十一条

2 前項の規定によつて固定資産税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

(特別土地保有税の減免)

第一百三十九条の三

(特別土地保有税の減免)

第五十一条

2 前項の規定によつて特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限までに、

(特別土地保有税の減免)

第五十一条

2 前項の規定により特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限までに、

第一百三十九条の三

次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。

3 第一項の規定によつて特別土地保有税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合には、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

附 則

(寄附金税額控除における特例控除額の特例)

第七条の四

次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、市長が、当該者が所有し、又は取得する土地が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、特別土地保有税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

3 第一項の規定により特別土地保有税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合には、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

附 則

(寄附金税額控除における特例控除額の特例)

第七条の四

（令和六年度分の個人の市民税の特別税額控除）

第七条の五 令和六年度分の個人の市民税に限り、法附則第五条の八第四項及び第五項に規定するところにより控除すべき市民税に係る令和六年度分特別税額控除額を、前年の合計所得金額が千八百五万円以下である所得割の納税義務者（次条及び附則第七条の七において「特別税額控除対象納税義務者」という。）の第三十四条の三、第三十四条の六から第三十四条の九まで、附則第五条第二項、附則第七条第一項、附則第七条の三の二第一項、前条及び附則第九条の二の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の規定の適用がある場合における第三十四条の七第二項、第四十七条の五第一項及び前条の規定の適用については、第三十四条の七第二項及び前条中「附則第五条の六第二項」とあるのは「附則第五条の六第二項及び第五条の八第六項」と、第四十条の五第一項中「課した」とあるのは「附

則第七条の五第一項の規定の適用がないものとした場合に課すべき」と、「の前々年中」とあるのは「の同項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」と、「前々年中」とあるのは「附則第七条の五第一項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」とする。

（令和六年度分の個人の市民税の納税通知書に関する特例）

第七条の六 令和六年度分の個人の市民税に限り、個人の市民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額については、第四十一条の規定にかかわらず、次に定めるところによる。

一 特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額（前条第一項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る個人の市民税の額をいう。）、特別税額控除前の普通徴収に係る個人の県民税の額（法附則第五条の八第一項及び第二項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る個人の県民税の額をいう。）及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額（以下この号において「特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額」という。）からその者の普通徴収に係る個人の市民税の額、普通徴収に係る個人の県民税の額及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額を控除した額（以下この項において「普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額」という。）がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額を四で除して得た金額（当該金額に千円未満の端数があるときは、又は当該金額の全額が千円未満であるときは、その端数全額又はその全額を切り捨てた金額。以下

この項において「分割金額」という。)に三を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額から控除した残額に相当する金額(以下この項において「第一期分金額」という。)に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第四十条第一項に規定する第一期の納期(以下この項、次項及び次条第一項において「第一期納期」という。)において「第一期納期」という。)においてはその者の第一期分金額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、その他のそれぞれの納期においてはその者の分割金額とする。

二 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第一期分金額以上であり、かつ、その者の第一期分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第一期納期においてはないものとし、第四十条第一項に規定する第二期の納期(以下この項及び次条第一項において「第二期納期」という。)においてはその者の第一期分金額とその者の分割金額との合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、第四十条第一項に規定する第三期の納期(以下この項において「第三期納期」という。)及び同条第一項に規定する第四期の納期(以下この項において「第四期納期」という。)においてはその者の分割金額とする。

三 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第一期分金額とその者の分割金額との合計額以上であり、かつ、その

者の第一期分金額とその者の分割金額に二を乗じて得た金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第一期納期及び第二期納期においてはその者の第一期分金額とその者の分割金額に二を乗じて得た金額との合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、第四期納期においてはその者の分割金額とする。

四 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第一期分金額とその者の分割金額に二を乗じて得た金額との合計額以上である場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第一期納期、第二期納期及び第三期納期においてはないものとし、第四期納期においてはその者の普通徴収に係る個人の市民税の額、普通徴収に係る個人の県民税の額及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額とする。

2 令和六年度分の個人の市民税（第一期納期から第四十七条第一項の規定により普通徴収の方法によつて徴収されることとなつたものを除く。）を同項の規定により普通徴収の方法によつて徴収する場合については、前項の規定は、適用しない。

（令和六年度分の公的年金等に係る所得に係る個人の市民税に関する特例）

第七条の七 令和六年度分の個人の市民税に限り、第四十七条の二第一項の規定により特別徴収の方法によつて徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税（第三項において「年金所得に係る特別徴収の個人の市民税」という。）の額及び同条第二項の規定により普通徴収の方法によつて徴

收すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額については、次に定めるところによる。

一 特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額（附則第七条の五第一項の規定の適用がないものとした場合に算出される第四十七条の二第一項に規定する前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この号及び第五号において同じ。）の合算額（以下の号及び第五号において「年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額」という。）をいう。以下この号及び第三項第一号において同じ。）からその者の年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額を控除した額（以下この項及び第三項において「年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額」という。）がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額から特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額の二分の一に相当する額をいう。以下この号において同じ。）を控除した額をいう。以下この号において同じ。）を二で除して得た金額（当該金額に千円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が千円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「第二期分金額」という。）をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「第一期分金額」という。）に満たない場合には、第一期

納期及び第二期納期に普通徴収の方法によつて徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額（以下この項において「普通徴収対象税額」という。）並びに第四十七条の三に規定する特別徴収対象年金給付の支払をする際、特別徴収の方法によつて徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額（以下この項及び第三項において「特別徴収対象税額」という。）は、第一期納期においてはその者の第一期分金額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、第二期納期においてはその者の第二期分金額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の十月一日から十一月三十日までの間ににおいてはその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額を三で除して得た金額（当該金額に百円未満の端数があるときは、当該金額の全額が百円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に二を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「十月分金額」という。）に相当する税額、同年十二月一日から翌年の三月三十一日までの間ににおいてはその者の分割金額に相当する税額とする。

二 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第一期分金額以上であり、かつ、その者の第一期分金額とその者の第二期分金額との合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第一期納期における税額

はないものとし、第二期納期においてはその者の第一期分金額とその者の第二期分金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の十月一日から十一月三十日までの間ににおいてはその者の十月分金額に相当する税額、同年十二月一日から翌年の三月三十一日までの間ににおいてはその者の分割金額に相当する税額とする。

三 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第一期分金額とその者の第二期分金額との合計額以上であり、かつ、その者の第一期分金額、その者の第二期分金額及びその者の十月分金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第一期納期及び第二期納期における税額はないものとし、当該年度の初日の属する年の十一月一日から十一月三十日までの間ににおいてはその者の第一期分金額、その者の第二期分金額及びその者の十月分金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年十二月一日から翌年の三月三十一日までの間ににおいてはその者の分割金額に相当する税額とする。

四 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第一期分金額、その者の第二期分金額及びその者の十月分金額の合計額以上であり、かつ、その者の第一期分金額、その者の第二期分金額、その者の十月分金額及びその者の分割金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対

象税額及び特別徴収対象税額は、第一期納期及び第二期納期並びに当該年度の初日の属する年の十月一日から翌年の一月三十一日までの間における税額はないものとし、同年十二月一日から翌年の一月三十一日までの間においてはその者の第一期分金額、その者の第二期分金額、その者の十月分金額及びその者の分割金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年二月一日から三月三十一日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

五 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第一期分金額、その者の第二期分金額、その者の十月分金額及びその者の分割金額の合計額以上である場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第一期納期及び第二期納期並びに当該年度の初日の属する年の十月一日から翌年の一月三十一日までの間における税額はないものとし、同年二月一日から三月三十一日までの間においてはその者の年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に相当する税額とする。

2 前項の規定の適用がある場合における第四十七条の四の規定の適用については、同一条第二項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の十月一日から翌年の三月三十一日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「附則第七条の七第一項各号に規定する特別徴収の方法によつて徴収すべき額」とする。

3 令和六年度分の個人の市民税に限り、年金所得に係る特別徴収の個人の市民税の額

（第一項の規定の適用があるものを除く。）については、次に定めるところによる。

一 特別税額控除対象納税義務者の年所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の特別税額控除前の市民税の額から第四十七条の五第一項に規定する年所得に係る仮特別徴収税額を控除した額をいう。以下この号において同じ。）を三で除して得た金額（当該金額に百円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が百円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に二を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「十月分金額」という。）に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の十月一日から十一月三十日までの間ににおいてはその者の十月分金額からその者の年所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年十二月一日から翌年の三月三十日までの間ににおいてはその者の分割金額に相当する税額とする。

二 特別税額控除対象納税義務者の年所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の十月分金額以上であり、かつ、その者の十月分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の十月一日から十一月三十日までの間における税額はないものとし、同年的間においてはその者の十月分金額と

その者の分割金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年二月一日から三月三十一までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

三 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の十月分金額とその者の分割金額との合計額以上である場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の十月一日から翌年の一月三十一日までの間における税額はないものとし、同年二月一日から三月三十一日までの間においてはその者の第四十七条の五第二項の規定により読み替えられた第四十七条の二第一項に規定する年金所得に係る特別徴収税額に相当する税額とする。

4 前項の規定の適用がある場合における第四十七条の四の規定の適用については、同一条第二項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の十月一日から翌年の三月三十一日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「附則第七条の七第三項各号に規定する特別徴収の方法によつて徴収すべき額」とする。

5 令和六年度分の個人の市民税につき第四十七条の六第一項の規定の適用がある場合については、前各項の規定は、適用しない。
(令和七年度分の個人の市民税の特別税額控除)

第七条の八 令和七年度分の個人の市民税に限り、法附則第五条の十二第三項及び第四項に規定するところにより控除すべき市民税に係る令和七年度分特別税額控除額を、

同条第三項に規定する特別税額控除対象納税義務者の第三十四条の三、第三十四条の六から第三十四条の九まで、附則第五条第二項、附則第七条第一項、附則第七条の三の二第一項、附則第七条の四及び附則第九条の二の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

第八条 (肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例)

2 前項に規定する各年度分の個人の市民税に限り、法附則第六条第五項に規定する場合において、第三十六条の二第一項の規定による申告書に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第二十五条第二項第二号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る市民税の所得割の額は、第三十三条から第三十四条の三まで、第三十四条の六から第三十四条の八まで、附則第七条第一項、附則第七条の三第一項、附則第七条の三の二第一項及び前条の規定にかかるわらず、法附則第六条第五項各号に掲げる金額の合計額とすることができる。

2 前項に規定する各年度分の個人の市民税に限り、法附則第六条第五項に規定する場合において、第三十六条の二第一項の規定による申告書に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第二十五条第二項第二号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る市民税の所得割の額は、第三十三条から第三十四条の三まで、第三十四条の六から第三十四条の八まで、附則第七条第一項、附則第七条の三第一項、附則第七条の三の二第一項及び附則第七条の四の規定にかかるわらず、法附則第六条第五項各号に掲げる金額の合計額とすることができる。

前項の規定の適用がある場合はおける第
三十四条の九第一項の規定の適用については、同項
の規定の適用については、同項
中「第三条」とあるのは
「第三条並びに附則第八条第二項」とす
る
、
「第三条並びに附則第八条第二項」と、
附則第七条の五第一項中「前条及び」とあ
るのは「前条、附則第八条第二項及び」と
、前条中「附則第七条の四及び」とあるの
は「附則第七条の四、次条第二項及び」と
する。

第十条の二
（法附則第十五条第二項第一号等の条例で定める割合）

第十条の二
（法附則第十五条第二項第一号等の条例で定める割合）

| | |
|----|--|
| 13 | 法附則第十五条第二十五項第二号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、四分の三とする。 |
| 14 | 法附則第十五条第二十五項第三号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、四分の三とする。 |
| 15 | 法附則第十五条第二十五項第二号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、四分の三とする。 |
| 16 | 法附則第十五条第二十五項第三号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、四分の三とする。 |
| 17 | 法附則第十五条第二十五項第四号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、二分の一とする。 |
| 18 | 法附則第十五条第二十五項第三号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、二分の一とする。 |
| 19 | 法附則第十五条第二十五項第三号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、二分の一とする。 |
| 20 | 法附則第十五条第三十二項に規定する条例で定める割合は、二分の一とする。 |
| 21 | 法附則第十五条第三十三項に規定する条例で定める割合は、三分の二とする。 |
| 22 | 法附則第十五条第三十八項に規定する条例で定める割合は、三分の二とする。 |
| 23 | 法附則第十五条第四十二項に規定する条例で定める割合は、三分の二とする。 |
| 24 | 法附則第十五条第四十三項に規定する条例で定める割合は、三分の一とする。 |
| 25 | 法附則第十五条第四十二項に規定する条例で定める割合は、四分の三とする。 |
| 26 | （新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告） |
| 27 | 第十条の三 |

8| 7| 6| 5| 4| 3|

9| 法附則第十五条の九第四項の高齢者等居住改修住宅又は同条第五項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第四項に規定する居住安全改修工事が完了した日から三月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第七条第八項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

10 法附則第十五条の九第九項の熱損失防止改修等住宅又は同条第十項の熱損失防止改修等専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第九項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から三月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第七条第九項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

3| 市長は、法附則第十五条の七第一項又は第二項の認定長期優良住宅のうち区分所有に係る住宅については、前項の申告書の提出がなかつた場合においても、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成二十年法律第八十七号）第五条第四項に規定する管理者等から、法附則第十五条の七第三項に規定する期間内に施行規則附則第七条第四項に規定する書類の提出がされ、かつ、当該区分所有に係る住宅が法附則第十五条の七第一項又は第二項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第一項又は第二項の規定を適用することができる。

9| 8| 7| 6| 5| 4|

9| 法附則第十五条の九第四項の高齢者等居住改修住宅又は同条第五項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第四項に規定する居住安全改修工事が完了した日から三月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第七条第九項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

10 法附則第十五条の九第九項の熱損失防止改修等住宅又は同条第十項の熱損失防止改修等専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第九項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から三月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第七条第十項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

10 法附則第十五条の九の二第一項に規定する特定耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該

特定耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から三月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第七条第十項各号に規定する書類を添付して市長に提出しなければならない。

11 法附則第十五条の九の二第四項に規定する特定熱損失防止改修等住宅又は同条第五項に規定する特定熱損失防止改修等住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第十五条の九第九項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から三月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第七条第十一項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

12 法附則第十五条の九の三第一項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から三月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第七条第十六項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

13 法附則第十五条の十第一項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から三月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第七条第十七項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成七年法律第百二十三号）第七条又は附則第三条第一項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第十二条第十九項に

11 法附則第十五条の九の二第一項に規定する特定耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該

特定耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から三月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第七条第十一項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

12 法附則第十五条の九の二第四項に規定する特定熱損失防止改修等住宅又は同条第五項に規定する特定熱損失防止改修等住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第十五条の九第九項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から三月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第七条第十二項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

13 法附則第十五条の九の三第一項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から三月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第七条第十七項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

14 法附則第十五条の十第一項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から三月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第七条第十八項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成七年法律第百二十三号）第七条又は附則第三条第一項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第十二条第十九項に

規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

五 施行規則附則第七条第十七項に規定する補助の算定の基礎となつた当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用

14

（土地に對して課する令和三年度から令和五年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義）

第十一條

（令和四年度又は令和五年度における土地の価格の特例）

第十一條の二 市の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が土地の修正前の価格（法附則第十七条の二第一項に規定する修正前の価格をいう。）を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に對して課する固定資産税の課税標準は、第六十一条の規定にかかわらず、令和四年度分又は令和五年度分の固定資産税に限り、当該土地の修正価格（法附則第七条の二第一項に規定する修正価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。

2 法附則第十七条の二第二項に規定する令和四年度適用土地又は令和四年度類似適用土地であつて、令和五年度分の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに對して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第六十一条の規定にかかわらず、修正された価格（法附則第七条の二第二項に規定する修正された価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。

規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

五 施行規則附則第七条第十八項に規定する補助の算定の基礎となつた当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用

15

（土地に對して課する令和六年度から令和八年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義）

第十一條

（令和七年度又は令和八年度における土地の価格の特例）

第十一條の二 市の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が土地の修正前の価格（法附則第十七条の二第一項に規定する修正前の価格をいう。）を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に對して課する固定資産税の課税標準は、第六十一条の規定にかかわらず、令和七年度分又は令和八年度分の固定資産税に限り、当該土地の修正価格（法附則第七条の二第一項に規定する修正価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。

2 法附則第十七条の二第二項に規定する令和七年度適用土地又は令和七年度類似適用土地であつて、令和八年度分の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに對して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第六十一条の規定にかかわらず、修正された価格（法附則第七条の二第二項に規定する修正された価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。

（宅地等に対して課する令和三年度から令和五年度までの各年度分の固定資産税の特例）

三金庚の名金庚分の固定資産の特徴

第十二条 宅地等に係る令和三年度から令和五年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資

に係る令和四年度分の固定資産税にあつては、百分の二・五）を乗じて得た額を加算した額（令和三年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額）（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第三百四十九条の三又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「宅地等調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

る令和四年度分及び令和五年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に十分の六を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第三百四十九条の三又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれ

(宅地等に對して課する令和六年度から令和八年度までの各年度分の固定資産税の特例)
第十二条 宅地等に係る令和六年度から令和八年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第三百四十九条の三の二の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に百分の五

(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第三百四十九条の三又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「宅地等調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

る令和六年度から令和八年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に十分の六を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第三百四十九条の三又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれ

らの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

3 第一項の規定の適用を受ける宅地等に係る令和四年度分及び令和五年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に十分の二を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第三百四十九条の三又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が〇・六以上〇・七以下のものに係る令和三年度から令和五年度までの各年度分の固定資産税の額は、第一項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第三百四十九条の三又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれららの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「商業地等据置固定資産税額」という。）とする。

3 第一項の規定の適用を受ける宅地等に係る令和六年度から令和八年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に十分の二を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第三百四十九条の三又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が〇・六以上〇・七以下のものに係る令和三年度から令和五年度までの各年度分の固定資産税の額は、第一項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第三百四十九条の三又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれららの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「商業地等据置固定資産税額」という。）とする。

5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度

の負担水準が〇・七を超えるものに係る令和三年度から令和五年度までの各年度分の固定資産税の額は、第一項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に十分の七を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第三百四十九条の三又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「商業地等調整固定資産税額」といいう。）とする。

（用途変更宅地等の特例）

第十二条の三 地方税法等の一部を改正する

法律（令和三年法律第七号）附則第十四条の規定に基づき、令和三年度から令和五年度までの各年度分の固定資産税については、法附則第十八条の三の規定を適用しないこととする。

（農地に対して課する令和三年度から令和五年度までの各年度分の固定資産税の特例）

第十三条 農地に係る令和三年度から令和五

年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第三百四十九条の三又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれららの規定に定める率を乗じて得た額。以下この項において同じ。）に、当該農地の当該年度の次の表の上欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の下欄に掲げる

5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度

の負担水準が〇・七を超えるものに係る令和六年度から令和八年度までの各年度分の固定資産税の額は、第一項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に十分の七を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第三百四十九条の三又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「商業地等調整固定資産税額」という。）とする。

（用途変更宅地等の特例）

第十二条の三 地方税法等の一部を改正する

法律（令和六年法律第四号）附則第二十二条の規定に基づき、令和六年度から令和八年度までの各年度分の固定資産税については、法附則第十八条の三の規定を適用しないこととする。

（農地に対して課する令和六年度から令和八年度までの各年度分の固定資産税の特例）

第十三条 農地に係る令和六年度から令和八

年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第三百四十九条の三又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれららの規定に定める率を乗じて得た額）に、当該農地の当該年度の次の表の上欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の下欄に掲げる

負担調整率を乗じて得た額（令和三年度分の固定資産税の課税標準額）を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「農地調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。

（特別土地保有税の課税の特例）

第十五条 附則第十二条第一項から第五項までの規定の適用がある宅地等（附則第十二条号に掲げる宅地等をいうものとし、法第三百四十九条の三、第三百四十九条の三の二又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用がある宅地等を除く。）に対して課する令和三年度から令和五年度までの各年度分の特別土地保有税については、第百三十七条第一号中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る附則第十二条第一項から第五項までに規定する課税標準となるべき額」とする。

2 法附則第十二条第一項から第五項までの規定の適用がある宅地等（附則第十二条号に掲げる宅地等をいうものとし、法第三百四十九条の三、第三百四十九条の三の二又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用がある宅地等を除く。）に対して課する令和六年度から令和八年度までの各年度分の特別土地保有税については、第百三十七条第一号中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る附則第十二条第一項から第五項までに規定する課税標準となるべき額」とする。

2 法附則第十二条第一項から第五項までの規定の適用がある宅地等（附則第十二条号に掲げる宅地等をいうものとし、法第三百四十九条の三、第三百四十九条の三の二又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用がある宅地等を除く。）に対して課する令和六年度から令和八年度までの各年度分の特別土地保有税については、第百三十七条第一号中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る附則第十二条第一項から第五項までに規定する課税標準となるべき額」とする。

負担調整率を乗じて得た額（当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「農地調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。

（特別土地保有税の課税の特例）

第十五条 附則第十二条第一項から第五項までの規定の適用がある宅地等（附則第十二条号に掲げる宅地等をいうものとし、法第三百四十九条の三、第三百四十九条の三の二又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用がある宅地等を除く。）に対して課する令和六年度から令和八年度までの各年度分の特別土地保有税については、第百三十七条第一号中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る附則第十二条第一項から第五項までに規定する課税標準となるべき額」とする。

2 法附則第十二条第一項から第五項までの規定の適用がある宅地等（附則第十二条号に掲げる宅地等をいうものとし、法第三百四十九条の三、第三百四十九条の三の二又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用がある宅地等を除く。）に対して課する令和六年度から令和八年度までの各年度分の特別土地保有税については、第百三十七条第一号中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る附則第十二条第一項から第五項までに規定する課税標準となるべき額」とする。

2 法附則第十二条第一項から第五項までの規定の適用がある宅地等（附則第十二条号に掲げる宅地等をいうものとし、法第三百四十九条の三、第三百四十九条の三の二又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用がある宅地等を除く。）に対して課する令和六年度から令和八年度までの各年度分の特別土地保有税については、第百三十七条第一号中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る附則第十二条第一項から第五項までに規定する課税標準となるべき額」とする。

（上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例）

第十六条の三

3 四

五 附則第七条の五及び附則第七条の八の規定の適用については、附則第七条の五第一項及び附則第七条の八中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第十六条の三第一項の規定による市民税の所得割の額」とする。

（土地の譲渡等に係る事業所得等に係る市民税の課税の特例）

第十六条の四

3 四

（土地の譲渡等に係る事業所得等に係る市民税の課税の特例）

第十六条の四

3 四

五 附則第七条の五及び附則第七条の八の規定の適用については、附則第七条の五第一項及び附則第七条の八中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第十六条の四第一項の規定による市民税の所得割の額」とする。

（長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例）

第十七条

3 四

（長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例）

第十七条

3 四

五 附則第七条の五及び附則第七条の八の規定の適用については、附則第七条の五第一項及び附則第七条の八中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第十七条第一項の規定による市民税の所得割の額」とする。

（短期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例）

第十八条

3 四

（短期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例）

第十八条

3 四

（短期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例）

第十八条

3 四

五 附則第七条の五及び附則第七条の八の規定の適用については、附則第七条の五第一項及び附則第七条の八中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第十八条第一項の規定による市民税の所得割の額」とする。

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第十九条

五 附則第七条の五及び附則第七条の八の規定の適用については、附則第七条の五第一項及び附則第七条の八中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第十九条第一項の規定による市民税の所得割の額」とする。

(先物取引に係る雑所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第二十条

五 附則第七条の五及び附則第七条の八の規定の適用については、附則第七条の五第一項及び附則第七条の八中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第二十条第一項の規定による市民税の所得割の額」とする。

(先物取引に係る雑所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第二十条の二

四

五 附則第七条の五及び附則第七条の八の規定の適用については、附則第七条の五第一項及び附則第七条の八中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第二十条第一項の規定による市民税の所得割の額」とする。

(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第二十条の二

四

五 附則第七条の五及び附則第七条の八の規定の適用については、附則第七条の五第一項及び附則第七条の八中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第二十条第一項の規定による市民税の所得割の額」とする。

(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第二十条の二

四

五 附則第七条の五及び附則第七条の八の規定の適用については、附則第七条の五第一項及び附則第七条の八中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第二十条第一項の規定による市民税の所得割の額」とする。

(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第二十条の二

四

規定の適用については、附則第七条の五第一項及び附則第七条の八中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第二十条の二第一項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第七条の五及び附則第七条の八の規定の適用については、附則第七条の五第一項及び附則第七条の八中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第二十条の二第三項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。

個人の市民税の課税の特例（条約適用和子等及び条約適用配当等に係る）

（条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例）

第二十条の三

2

五 附則第七条の五及び附則第七条の八の規定の適用については、附則第七条の五第一項及び附則第七条の八中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第二十条の三第一項の規定による市民税の所得割の額」とする。

5

5

五 附則第七条の五及び附則第七条の八の規定の適用については、附則第七条の五第一項及び附則第七条の八中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第二十条の三第三項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。

5

5

四

一五

報告第2号

専決処分を報告し、承認を求める件

宇都市税賦課徴収条例の一部を改正する条例（令和6年条例第25号）

1 要 旨

「地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）」が令和6年3月30日に公布されたことに伴い、地方自治法第179条第1項の規定により、令和6年3月31日付けで行った宇都市税賦課徴収条例中一部改正に係る専決処分を報告し、承認を求めるもの。今回的一部改正の概要は次のとおり。

2 改正内容

(1) 個人市民税関係

令和6年度分の個人市民税について、「定額減税」が実施されることに伴い、規定を新設するとともに関連する条文を整理。

令和6年分所得税及び令和6年度分個人住民税から納税義務者本人及び配偶者を含めた扶養家族1人につき所得税3万円、個人住民税1万円が減税される。（控除しきれない場合は給付金を支給）

(2) 固定資産税関係

① 土地に係る負担水準の均衡化を促進するため、現行の負担調整措置等を令和6年度から令和8年度まで、3年延長するための規定を整備。

② 一定のバイオマス発電設備に係る課税標準の特例措置に係るわがまち特例の割合を定める規定の新設及び条文の整理。

| 対象設備 | 特例率 (最初の3年度分) |
|---|------------------|
| 出力10,000kW以上20,000kW以下で、一般木質・農産物残さ区分に該当する施設 | 6/7 |

③ 認定長期優良住宅に対する固定資産税の税額を1/2とする減額措置について、申告書の提出がない場合でも、一定の要件に該当すると認められる場合には減額措置を適用できることとする規定の新設及び条文の整理。

軽減期間：マンション7年度分、戸建て5年度分

(3) その他

災害時を念頭に、市民税、固定資産税等の減免について職権による減免を可能とする規定の整備。

3 施行日

令和6年4月1日

報告第3号

専決処分を報告し、承認を求める件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項本文の規定により、下記のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和6年6月7日提出

宇都市長 篠 崎 圭 二

記

1 専決処分の内容

宇都市都市計画税賦課徴収条例の一部を改正する条例（令和6年条例第26号）…………別紙

2 専決処分年月日

令和6年3月31日

宇部市条例第二十六号

宇部市都市計画税賦課徴収条例（昭和三十一年条例第十八号）の一部を次のように改める。

令和六年三月三十一日

宇部市長 篠崎圭二

附則第二項を削る。

附則第三項（見出しを含む。）中「附則第十五条第三十三項」を「附則第十五条第三十二項」に改め、同項を附則第二項とする。

附則第四項（見出しを含む。）中「附則第十五条第三十八項」を「附則第十五条第三十七項」に改め、同項を附則第三項とする。

附則第五項（見出しを含む。）中「附則第十五条第四十三項」を「附則第十五条第四十二項」に改め、同項を附則第四項とし、附則第六項を附則第五項とする。

附則第七項の前の見出し中「令和三年度から令和五年度まで」を「令和六年度から令和八年度まで」に改め、同項中「令和三年度から令和五年度まで」を「令和六年度から令和八年度まで」に改め、「（商業地等に係る令和四年度分の都市計画税にあつては、百分の二・五）」及び「（令和三年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額）」を削り、同項を附則第六項とする。

附則第八項中「令和四年度分及び令和五年度分」を「令和六年度から令和八年度までの各年度分」に改め、同項を附則第七項とする。

附則第九項中「附則第七項」を「附則第六項」に、「令和四年度分及び令和五年度分」を「令和六年度から令和八年度までの各年度分」に改め、同項を附則第八項とする。

附則第十項中「令和三年度から令和五年度まで」を「令和六年度から令和八年度まで」に、「附則第七項」を「附則第六項」に改め、同項を附則第九項とする。

附則第十一項中「令和三年度から令和五年度まで」を「令和六年度から令和八年度まで」に、「附則第七項」を「附則第六項」に改め、同項を附則第十項とする。

附則第十二項中「地方税法等の一部を改正する法律（令和三年法律第七号）附則

第十四条」を「地方税法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四号）附則第二十一条」に、「令和三年度から令和五年度まで」を「令和六年度から令和八年度まで」に改め、同項を附則第十一項とする。

附則第十三項の前の見出し中「令和三年度から令和五年度まで」を「令和六年度から令和八年度まで」に改め、同項中「令和三年度から令和五年度まで」を「令和六年度から令和八年度まで」に改め、「。以下この項において同じ。」及び「（令和三年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額）」を削り、同項を附則第十二項とする。

附則第十四項中「附則第七項及び第九項」を「附則第六項及び第八項」に、「附則第七項及び第十項」を「附則第六項及び第九項」に、「第八項、第十項及び第十一项」を「第九項及び第十項」に、「附則第十項」を「附則第九項」に、「第十二項」を「第十一項」に改め、同項を附則第十三項とする。

附則第十五項中「第三十五項まで、第三十八項、第三十九項、第四十三項若しくは第四十六項」を「第三十四項まで、第三十七項、第三十八項、第四十二項若しくは第四十五項」に改め、同項を附則第十四項とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和六年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の宇部市都市計画税賦課徴収条例の規定は、令和六年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和五年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

3 平成二十九年四月一日から令和六年三月三十一日までの間に受けた地方税法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四号）第一条の規定による改正前の地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）附則第十五条第三十二項に規定する政府の補助に係る同項に規定する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

附則

(法附則第十五条第三十二項の条例で定める割合)

2 法附則第十五条第三十二項に規定する条例で定める割合は、二分の一とする。

(法附則第十五条第三十三項の条例で定める割合)

3 法附則第十五条第三十三項に規定する条例で定める割合は、三分の二とする。

(法附則第十五条第三十七項の条例で定める割合)

4 法附則第十五条第三十八項に規定する条例で定める割合は、三分の二とする。

(法附則第十五条第四十三項の条例で定める割合)

5 法附則第十五条第四十三項に規定する条例で定める割合は、四分の三とする。

(改修実演芸術公演施設に対する都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

6 |

(宅地等に對して課する令和三年度から令和五年度までの各年度分の都市計画税の特例)

7 | 法附則第十五条第三十二項に規定する条例で定める割合は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第七百二条の三の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率

附則

新

(法附則第十五条第三十二項の条例で定める割合)

2 法附則第十五条第三十二項に規定する条例で定める割合は、三分の二とする。

(法附則第十五条第三十七項の条例で定める割合)

3 法附則第十五条第三十七項に規定する条例で定める割合は、三分の二とする。

(法附則第十五条第四十二項の条例で定める割合)

4 法附則第十五条第四十二項に規定する条例で定める割合は、四分の三とする。

(改修実演芸術公演施設に対する都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

5 |

(宅地等に對して課する令和六年度から令和八年度までの各年度分の都市計画税の特例)

6 | 法附則第十五条第三十二項に規定する条例で定める割合は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第七百二条の三の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率

を乗じて得た額。以下同じ。）に百分の五

（商業地等に係る令和四年度分の都市計画税にあつては、百分の二・五）を乗じて得

た額を加算した額（令和三年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額）（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第三百四十九条の三（第十八項を除く。）又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「宅地等調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。

8| 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る令和四年度分及び令和五年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に十分の六を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第三百四十九条の三（第十八項を除く。）又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合には、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

9| 附則第七項の規定の適用を受ける宅地等に係る令和四年度分及び令和五年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に十分の二を乗じて得た額

を乗じて得た額。以下同じ。）に百分の五（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第三百四十九条の三（第十八項を除く。）又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「宅地等調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。

7| 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る令和六年度から令和八年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に十分の六を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第三百四十九条の三（第十八項を除く。）又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合には、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

8| 附則第六項の規定の適用を受ける宅地等に係る令和六年度から令和八年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に十分の二を乗じて得た額

（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第三百四十九条の三（第十八項を除く。）又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、附則第七項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

10 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が〇・六以上〇・七以下のものに係る令和三年度から令和五年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第七項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第三百四十九条の三（第十八項を除く。）又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。

11 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が〇・七を超えるものに係る令和三年度から令和五年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第七項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に十分の七を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第三百四十九条の三（第十八項を除く。）又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の

（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第三百四十九条の三（第十八項を除く。）又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、附則第六項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

9 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が〇・六以上〇・七以下のものに係る令和六年度から令和八年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第六項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第三百四十九条の三（第十八項を除く。）又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。

10 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が〇・七を超えるものに係る令和六年度から令和八年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第六項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に十分の七を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第三百四十九条の三（第十八項を除く。）又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の

都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。

1 2 地方税法等の一部を改正する法律（令和三年法律第七号）附則第十四条の規定に基づき、令和三年度から令和五年度までの各年度分の都市計画税については、法附則第二十五条の三の規定を適用しないこととする。

（農地に対して課する令和三年度から令和五年度までの各年度分の都市計画税の特例）

1 3 農地に係る令和三年度から令和五年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該農地に係る当該年度分の都市計画税の額が、当該農地に係る当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第三百四十九条の三（第十八項を除く。）又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額。以下この項において同じ。）に、当該農地の当該年度の次の表の上欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の下欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額（令和三年度分の都市計画税の課税標準額）を当該農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「農地調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該農地調整都市計画税額とする。

1 4 附則第七項及び第九項の「宅地等」とは法附則第十七条第二号に、附則第七項及び第十項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第二十五条第六項において読み替えて準用される法附則第十八条第六項に、附則第七項、第八項、第十項及び第十一項の「商業地等」とは法附則第十七

都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。

1 1 地方税法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四号）附則第二十一条の規定に基づき、令和六年度から令和八年度までの各年度分の都市計画税については、法附則第二十五条の三の規定を適用しないこととする。

（農地に対して課する令和六年度から令和八年度までの各年度分の都市計画税の特例）

1 2 農地に係る令和六年度から令和八年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該農地に係る当該年度分の都市計画税の額が、当該農地に係る当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第三百四十九条の三（第十八項を除く。）又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額。以下この項において同じ。）に、当該農地の当該年度の次の表の上欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の下欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額（令和三年度分の都市計画税の課税標準額）を当該農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「農地調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該農地調整都市計画税額とする。

1 3 附則第六項及び第八項の「宅地等」とは法附則第十七条第二号に、附則第六項及び第九項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第二十五条第六項において読み替えて準用される法附則第十八条第六項に、附則第七項、第九項及び第十項の「商業地等」とは法附則第十七

条第四号に、附則第十項から前項まで（第十二項を除く。）の「負担水準」とは法附則第十七条第八号口に、前項の「農地」とは法附則第十七条第一号に、同項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第二十六条第二項において読み替えて準用される法附則第十八条第六項に規定するところによる。

¹⁵ 法附則第十五条第一項、第九項、第十三項、第十五項から第十七項まで、第十九項、第二十項、第二十四項、第二十七項、第三十一項から第三十五項まで、第三十八項、第三十九項、第四十三項若しくは第四十六項、第十五条の二第二項、第十五条の三又は第六十三条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第二条第二項中「又は第三十三項」とあるのは「若しくは第三十三項又は附則第十五条から第十五条の三まで若しくは第六十三条」と読み替えるものとする。

条第四号に、附則第九項から前項まで（第十一項を除く。）の「負担水準」とは法附則第十七条第八号口に、前項の「農地」とは法附則第十七条第一号に、同項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第二十六条第二項において読み替えて準用される法附則第十八条第六項に規定するところによる。

¹⁴ 法附則第十五条第一項、第九項、第十三項、第十五項から第十七項まで、第十九項、第二十項、第二十四項、第二十七項、第三十一項から第三十四項まで、第三十七項、第三十八項、第四十二項若しくは第四十五項、第十五条の二第二項、第十五条の三又は第六十三条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第二条第二項中「又は第三十三項」とあるのは「若しくは第三十三項又は附則第十五条から第十五条の三まで若しくは第六十三条」と読み替えるものとする。

報告第3号

専決処分を報告し、承認を求める件

宇部市都市計画税賦課徴収条例の一部を改正する条例

(令和6年条例第26号)

1 要 旨

「地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）」が令和6年3月30日に公布されたことに伴い、地方自治法第179条第1項の規定により、令和6年3月31日付けで行った宇部市都市計画税賦課徴収条例中一部改正に係る専決処分を報告し、承認を求めるもの。

2 改正内容

(1) 都市計画税（土地）の負担調整等の延長（附則第6項から第12項まで）

現行の負担調整措置を令和6年度から令和8年度まで、3年延長するための規定を整備。

(2) 引用する法令の条項ずれを反映（附則第2項から第14項まで）

3 施行日

令和6年4月1日

報告第4号

専決処分を報告し、承認を求める件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項本文の規定により、下記のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和6年6月7日提出

宇都市長 篠 崎 圭 二

記

1 専決処分の内容

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例（令和6年条例第27号）

…… 別 紙

2 専決処分年月日

令和6年3月31日

宇部市条例第二十亜号

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例（令和三年条例第二十九号）の一部を次のように改める。

令和六年三月三十一日

宇部市長 篠 崎 圭 一

附則第二項中「令和六年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に改める。

附
則

）の条例は、公布の日から施行する。

(参考)

| | | 附 則 | （有効期限） | 新 |
|---|---------------------------------|-----|--------|---|
| | | 附 則 | （有効期限） | 旧 |
| 2 | この条例は、令和六年三月三十一日限り、 その効力を失う。 | | | |
| 2 | この条例は、令和九年三月三十一日限り、 その効力を失う。 | | | |

議案第4号

専決処分を報告し、承認を求める件

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う

固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例

(令和6年条例第27号)

1 要 旨

「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第24条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（令和3年総務省令第31号）」の一部改正が、令和6年3月30日に公布され、固定資産税の課税免除に係る減収補填措置が3年間延長された。

これに伴い、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、令和6年3月31日付で行った「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例」中一部改正に係る専決処分を報告し、承認を求めるもの。

※（参考）過疎地域課税免除条例の内容（令和3年9月制定）

楠地域において、市の過疎計画「宇都市過疎地域持続的発展計画」で振興すべきと定められた業種（製造業、情報サービス業等）の用に供するために取得された固定資産について、3年度間、固定資産税を課税免除するもの。

減収分は、普通交付税による減収補填措置が適用される。

2 改正内容

条例の有効期限の3年延長

（改正前）令和6年3月31日 → （改正後）令和9年3月31日

3 施行日

公布の日（令和6年3月31日）